

○総務省令第五十三号

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十六号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月十八日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十四号中「第二十条の九の三第三項」を「第二十条の九の三第四項」に改める。

第三条第一項の表(一)中「(別表三から別表四の二の七まで)」を「第七号の様式」に改め、同表(五)中「第六号様式別表四の四及び第九号の様式」を「第九号の様式及び第九号の三様式」に改め、同表(八)中「法人税に係る確定申告書」を

「申告書」に、「(」を「及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書(」に、「第十二号様式」を「第十三号の二様式及び第十四号様式」に改める。

第四条の四の表(一)中「申告書の提出期限の延長の承認申請書(一)」を「災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書」に改め、同表(二)中「申告書の提出期限の延長の承認申請書(二)」を「申告書の提出期限の延長の処分等の承認申請書」に改め、同表(三)中「届出書(」を「申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書(」に改める。

第十条第一項の表(五)中「(別表三から別表四の二の五までを除く。)」を削り、同表(六)中「第二十号様式(別表三から別表四の二の五まで)」を「第二十号の四様式」に改める。

第十条の二第一項の表(一)中「(別表三から別表四の二の七までを除く。)」を削り、同表(四)中「第六号様式(別表三から別表四の二の七まで)及び第二十号様式別表四の二」を「第七号の二様式及び第二十号の四様式別表二」に改め、同表(五)中「第六号様式別表四の四及び第九号の二様式」を「第九号の二様式及び第九号の三様式」に改める。

第六号様式の表を次のように改める。

第六号様式(提出用)(別紙①)挿入

第六号様式(入力用)(別紙②)挿入

第六号様式記載要領9を次のように改める。

- 9 事業税の「所得金額総額③」の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあつては第6号様式別表5の「合計⑳」の欄の金額を、その他の法人にあつてはこの申告書の「仮計㉑」の欄の金額から「繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があつた場合の欠損金額等の当期控除額㉒」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

第六号様式記載要領5中「(別表4)の(37)」や「(別表4)の(35)」及び「(別表4)の2付表)の(46)」や「(別表4の2付表)の(44)」「㉓」及び「仮計(46)」や「仮計(44)」及び「事業年度等」や「事業年度」に改める。

第六号様式別表1の表中「個別帰属リース特別控除取戻税額等又はリース特別控除取戻税額等」や「個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等」に改め、同様別表1記載要領4中「(別表5の2(2)付表1)の「当期分(3)」欄の「当期発生額㉔」の欄の金額」や「(別表5の2(2)付表)の「当期分(45)」欄の

「当期発生額②」の欄の金額（連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）及び「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、「リース特別控除取戻税額、」を置し、「ものとす。」の次に、「リース特別控除取戻税額」を加える。

第六号様式別表二の表中「①×30/100又は①×23/100」を「①×25.5/100又は①×20/100」及び「別紙③挿入」を「別紙④挿入」に改め、同様式別表二記載要領1中「7年」を「9年」に改め、同様式別表二記載要領2中「100分の30」を「100分の25.5（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30）」及び「100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）」に改め、同様式別表二記載要領3中「前7年内事業年度」を「前9年内事業年度」に改める。

第六号様式別表二の二の表中「別紙⑤挿入」を「別紙⑥挿入」に改め、同様式別表二の二記載要領1

中「7世」を「9世」に改め、同様式別表二の二記載要領2中「第7世の海防事業書」を「第9世の海防事業書」に改める。

第六号様式別表二の三の表中「別紙⑤挿入」を「別紙⑥挿入」に改め、同様式別表二の三記載要領1中「7世」を「9世」に改め、同様式別表二の三記載要領3中「第7世の海防事業書」を「第9世の海防事業書」に改め、同様式別表二の三記載要領4中「第7世の海防事業書」を「第9年の海防事業書」に改める。

第六号様式別表三から同様式別表四の三までを次のように改める。

第六号様式別表三 削除

第六号様式別表四及び別表四の二 削除

第六号様式別表四の三 (別紙⑦) 挿入

第六号様式別表4の3記載要領

この明細書は、特別区に事務所、事業所又は寮等を有する法人が東京都に提出する第6号様式又は第7号様式の申告書に添付すること。

第六号様式別表五の表を次のように改める。

第六号様式別表五 (提出用) (別紙⑧) 挿入

第六号様式別表五 (入力用) (別紙⑨) 挿入

第六号様式別表五記載要領1中「あわせて」を「併せて」とし、「第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人、同法第68条の3の2第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第68条の3の3第1項の規定の適用を受ける法人」を「第57条の7第1項、第59条第1項若しくは第2項、第61条の2第1項、第61条の3第1項、第67条の14第1項、第67条の15第1項、第68条の3の2第1項、第68条の3の3第1項、第68条の57第1項、第68条の62第1項若しくは第2項、第68条の64第1項若しくは第68条の65第1項の規定の適用を受ける法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の3第1項若しくは第26条の3第1項の規定の適用を受ける法人」に改め、同様式別表五記載要領4を同様式別表五記載要領5とし、同様式別表五記載要領6中「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑨」を「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」とし、「外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額⑩」に改め、同様式別表五記載要領3を同様式別表五記載要領4とし

るのは「(第6号様式⑦⑩+同様式⑦⑪一別表11③⑥)」と、「別表5②④」とあるのは「(別表5②④一別表11③⑥)」や「第6号様式⑦⑩」とあるのは「(第6号様式⑦⑩一別表11⑫)」と、「別表5②②」とあるのは「(別表5②②一別表11⑫)」と、「別表4の(36)」や「別表4の(34)」と、「別表4の2付表の(45)」や「別表4の2付表の(43)」と、「減算した金額を記載すること。」や「減算した金額を記載し、第6号様式別表5の②⑥から③⑩までの各欄に記載のある法人にあつては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。」に改める。

第六号様式別表五の二の二の表中「別表5⑬」や「別表5⑭」と、「別表5⑰」や「別表5⑱」及び「別表5⑲」を「別表5⑲」に改める。

第六号様式別表九の表を次のように改める。

第六号様式別表九 (別紙⑩) 挿入

第六号様式別表九記載要領1中「又は」を「若しくは」と、「(同法第142条の規定により同法第57条第1項の規定に準じて計算する場合を含む。)」や「若しくは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第114号)第2条の規定による改正前の法人税

法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第57条第1項」及び「法人が」や「法人又は欠損金額について法第72条の23第1項の規定においてその例によるものとされる法人税法第58条第1項若しくは平成23年旧法人税法第58条第1項の規定の適用を受けようとする法人が」並びに「回覧表記載の記載要領3を次のように改める。

3 「控除前所得金額①」の欄は、第6号様式別表5を提出する法人にあつては、同欄中「第6号様式⑦⑩」とあるのは「別表5⑫」と読み替えて計算した金額を記載すること。

第六号様式別表九記載要領に次のように加える。

4 「所得金額控除限度額②」の欄は、次に掲げる法人以外の法人の平成24年4月1日以後に開始する事業年度（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）附則第14条第2項の規定の適用を受ける場合には、同日以後最初に開始する事業年度から同項各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日の属する事業年度までの各事業年度を除く。）にあつては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあつては「80又は」を抹消すること。

- (1) 次に掲げる法人（租税特別措置法第67条の14第1項に規定する特定目的会社、同法第67条の15第2項に規定する投資法人、同法第68条の3の2第1項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び租税特別措置法第68条の3の3第1項に規定する特定投資信託に係る受託法人を除く。）
 - (イ) 普通法人（法人税法第2条第9号に規定する普通法人をいう。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（同法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）
 - (ロ) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等又は同条第7号に規定する協同組合等
 - (ハ) 法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等
 - (ニ) 租税特別措置法第67条の14第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的会社
 - (ホ) 租税特別措置法第67条の15第1項第1号に掲げる要件を満たす同条第2項に規定する投資法人
 - (ヘ) 租税特別措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人

(5) 租税特別措置法第68条の3の3第1項第1号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

5 「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失金③」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該事業年度において法人税法第59条第1項又は第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けた場合には、第6号様式別表10の「差引控除未済欠損金額等②⑨」の欄の金額を記載すること。

6 「災害により生じた損失の額の計算」の各欄は、青色申告書以外の申告書を提出することとなった事業年度において記載するものであること。

第六号様式別表十を次のように改める。

第六号様式別表十 (別紙⑪) 挿入

第6号様式別表10記載要領

1 「更正欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による譲替後の法人税法第59条第1項又は平成23年旧法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人

2 「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金額等の控除明細書」の各欄は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

- (1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による謄替後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は平成23年旧法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人
- 3 「欠損金額等及び災害損失金額（㉗の計）又は（別表9③の計）⑨」及び「欠損金額等及び災害損失金額（㉗の計）又は（別表9③の計）㉑」の各欄は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は（別表9③の計）」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあつては「（㉗の計）又は」を抹消すること。
- 4 平成24年4月1日前に開始した事業年度にあつては、「欠損金額等からしないものとする金額⑬」の欄、「欠損金額等からしないものとする金額⑭」の欄及び「控除未済欠損金額等の調整」の各欄は、記載

を要しない。

5 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

(1) 「⑦と⑧のうち少ない金額又は⑦と⑩のうち少ない金額⑪」の欄 1(1)に掲げる法人。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は⑦と⑩のうち少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあつては「⑦と⑧のうち少ない金額又は」を抹消すること。

(2) 「⑦と⑧のうち少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人

(3) 「⑱、⑳若しくは㉓のうち最も少ない金額又は⑱、㉒若しくは㉔のうち最も少ない金額⑳」の欄 2(1)に掲げる法人。なお、平成24年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は⑱、㉒若しくは㉔のうち最も少ない金額」を抹消し、同日前に開始した事業年度にあつては「⑱、㉒若しくは㉔のうち最も少ない金額又は」を抹消すること。

(4) 「⑱、㉒又は㉔のうち最も少ない金額㉕」の欄 2(2)に掲げる法人

6 「調整前の控除未済欠損金額等㉗」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項又は第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未

「済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。

7 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。

第六号様式別表十一を次のように改める。

第六号様式別表十一 (別紙⑫) 挿入

第6号様式別表11記載要領

1 この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあつては第6号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあつては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。

(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による譲替後の法人税法第59条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人

2 次に掲げる各欄は、それぞれに掲げる法人が記載すること。

- (1) 「適用年度終了の時ににおける資本金等の額⑥」の欄 法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人
- (2) 「⑦の金額を控除した後の所得⑨」及び「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」の欄 1(1)に掲げる法人
- (3) 「⑦の金額を控除する前の所得⑩」及び「④、⑤ー⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄 1(2)に掲げる法人
- 3 「④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額⑩」及び「④、⑤ー⑥又は⑩のうち最も少ない金額⑫」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「④、」を抹消すること。
- 4 平成24年4月1日前に開始した事業年度にあつては、「調整前の欠損金額等の翌期繰越額⑬」の欄、「欠損金額等からないものとする金額⑭」の欄及び「欠損金額等の翌期繰越額の調整」の各欄は、記載を要しない。
- 5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。
第六号様式別表十二の表を次のように改める。

第六号様式別表十二（別紙⑬）挿入

第六号様式別表十二記載要領1中「若しくは第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第2項、第3項若しくは第5項若しくは」や「又は」及び「又は別表10」や並ぶ、匡様式別表十二記載要領2を次のように改める。

- 2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。

第六号様式別表十二記載要領3中「調整後の控除未済欠損金額①+② ③」や「調整後の控除未済欠損金額等①+② ③」及び、同様式別表十二記載要領4を並ぶ、同様式別表十二記載要領5中「若しくは同条第4項」や「又は同条第4項」及び「又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合」や並ぶ「該当しない場合」の各欄は、同条第3項」及び「又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは

同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合」及び「並びに平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における同条第2項に規定する未処理欠損金額及び同条第5項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額」を削り、同様式別表十二記載要領5を同様式別表十二記載要領4とし、同様式別表十二記載要領6を削り、同様式別表十二記載要領7中「又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第112条第8項第1号（同条第10項において準用する場合を含む。）」を削り、同様式別表十二記載要領7を同様式別表十二記載要領5とし、同様式別表十二記載要領に次のように加える。

6 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあつては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。
第六号様式別表十三を次のように改める。

第六号様式別表十三（別紙⑭）挿入

第6号様式別表13記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。
 - 2 「欠損金額等の区分」の欄は、欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付すること。
 - 3 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。
- 第六号様式別表十三の二の表中「欠損金額等の区分」を「欠損金額等の区分」に、「又は別表10の「翌期繰越額」を「の⑤」に、「別紙⑮挿入」を「別紙⑯挿入」に改める。
- 第七号様式の表中「リース特別控除取戻税額等又は個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第七号の二様式 (別紙⑦) (別紙⑧) 挿入

第7号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「国税の控除限度額④」の欄は、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

- (4) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額
- (ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額
- (ハ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額
- (2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。
また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (4) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。） 、 分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。） 又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。） とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。） 、 適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。） 又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。） をいう。以下この記載要領において同じ。） が行われた場合において政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その1）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
- (5) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。） 又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記

載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第9条の7第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6(その1)の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

4 (その2)の記載に当たっては、次によること。

(1) 「国税の控除限度額④」の欄は、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(イ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額

(ロ) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下

の場合 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

(1) 第7号の2様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第7号の2様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額

(2) 「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第9条の7第4項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の5を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3) 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(4) 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。

(イ) 当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(ロ) 当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その2）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

第七号の2様式別表1（別紙⑱）挿入

第7号の2様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつ

ては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。

4 「国税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

5 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）

が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

- 6 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、

第7号の2様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第15項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表二（別紙⑳）挿入

第7号の2様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第4項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合

計③」の欄の総従業員数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業員の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業員数②」の欄の各都道府県ごとの従業員の数に乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第七号の二様式別表三（別紙②）挿入

第7号の2様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第6項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領におい

て同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金

額を記載すること。

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。

8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表四（別紙⑳）挿入

第7号の2様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2

- に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額⑨」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額③」の欄の金額を記載すること。
- 5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表五(別紙⑳)(別紙㉑)挿入

第7号の2様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (4) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領にお

いて同じ。) とする適格合併 (同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。) が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人 (同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。) の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式 (その1) の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

(四) 当該法人を分割承継法人等 (分割承継法人 (法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。) 又は被現物出資法人 (同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。) をいう。以下この記載要領において同じ。) とする適格分割等 (適格分割 (同条第12号の11に規定する適格分割をいう。) 又は適格現物出資 (同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。) をいう。以下この記載要領において同じ。) が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等 (分割法人 (同条第12号の2に規定する分割法人をいう。) 又は現物出資法人 (同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。) をいう。以下この記載要領において同じ。) の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式 (その1) の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- (3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
- (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (4) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。
- (D) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又

は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

- (2) 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額⑱」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額⑰」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

- (3) 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額⑲」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第七号の二様式別表六 (別紙⑳) (別紙㉑) 挿入

第7号の2様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。

- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつ

ては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 (その1) の記載に当たっては、次によること。

- (1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。
- (2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

4 (その2) の記載に当たっては、次によること。

(1) 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の「翌期繰越額①⑥」の欄の金額を記載すること。

(2) 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

第九号の二様式を第九号の三様式とする。

第九号様式の次に次の様式を加える。

第九号の二様式 (別紙②) 挿入

第九号の2様式記載要領

- 1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「その他4」の欄には、法第23条第1項第14号に掲げる利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの（定期積金・掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等）を記載すること。
- 4 公社債利子等の控除対象利子割額を政令第9条の8第3項に規定する方法により計算した場合におけるその控除対象利子割額の都道府県別の内訳は、その控除対象利子割額を銘柄ごとに、各都道府県において課された利子割額により按分した額とすること。

第十号の三様式の表中「別紙⑳」を「別紙㉑」に改める。

第十号の三様式記載要領8を同様式記載要領9とし、同様式記載要領7を同様式記載要領8とし、同様式記載要領6を同様式記載要領7とし、同様式記載要領5を同様式記載要領6とし、同様式記載要領4の次に次のように加える。

5 適任親民税の「税割率」の欄には、均等割額と法人税割額の合計額を記載すること。

第十号の四様式の表を次のように改める。

第十号の四様式（別紙㉑）挿入

第十号の四様式記載要領4中「とびる税割」の次に「について、均等割額と法人税割額の合計額」を加える。

第十二号様式を次のように改める。

第十二号様式 削除

第十三号様式の表中「母申書の提出期限の延長の承認申請書(一)」を「災時等に際する母申書の提出期限の延長の承認申請書」に、「母親税」を「母親税及び」に、「別紙㉑」を「別紙㉒」に改める。

第十三号の二様式を次のように改める。

第十三号の二様式 (別紙③) 挿入

第13号の2様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（
(2)及び(3)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上
上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）
に提出すること。

- (1) 法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により法人税の
確定申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第6項（同法第145条において準用する場
合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみ

なされた場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分があつた日の属する事業年度終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第3項(同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。)の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があつた場合 当該変更の処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度(法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。)終了の日から22日以内

(3) 法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長された場合(同法第81条の24第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含む。) 当該申告書の提出期限の延長の処分があつた日から7日以内

(4) 連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)が同法第81条の24第1項の規定により提出期限の延長の処分を受けている期間内に、同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があつたものとみなされた場合

当該承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度終了の日から22日以内

- 2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中
「平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで」と

なっている箇所については、1(4)の場合には、法人税法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認の効力が生じた日の属する連結親法人事業年度を記載すること。

- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中
「事業年度分 確定
連結事業年度分 連結

定申告書
確定申告書」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

- 4 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄中三段書きとなっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり指定に係る月数が変更された」とあるのは「連結親法人について下記のとおり指定に係る月数が変更された」と、1(3)の場合において連結子法人が記載するときは、「下記のとおり

延長の処分があった」とあるのは「連結親法人について下記のとおり延長の処分があった」と読み替えて不要文字を抹消すること。

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄は、法第72条の25第3項又は第5項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限の延長を申請する場合に記載し、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあつては当該延長を受けようとする事業年度終了の日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあつては当該年度終了の日までに、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合にあつては当該延長を受けようとする事業年度終了の日から45日以内に、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事）に提出すること。

6 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の1は、「指定を要しない場合」と「指

定を要する場合」のいずれか必要な文字を抹消すること。この場合において、「指定を要する場合」の欄には指定を受けようとする延長期間の月数を（ ）内に記入すること。

7 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」の欄の2は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。

8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(2)及び(3)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(4)の場合 当該処分を受けた法人

- (3) 5 の場合 法第72条の25第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する法人（連結子法人に限る。）

第十四号様式を次のように改める。

第十四号様式（別紙^③）挿入

第14号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（(1)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）並びに(2)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。）が記載し、それぞれに定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。
- (1) 法人税法第75条の2第3項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）

の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があつた場合 当該取消しの処分があつた日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（法人税法第15条の2に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内

(2) 法人税法第75条の2第5項（同法第81条の24第2項及び第145条において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第5項の届出書を提出した場合 当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内

「事業年度分
2 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 から法人税の
連結事業年度分

確定申告書
連結確定申告書」
となつている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中
「その延長の処分が取り消され
その適用を受けることをやめ

た
た
となつてゐる箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。ただし、1(1)の場合
た」

において連結子法人が記載するときは、「その延長の処分が取り消された」とあるのは「連結親法人の
その延長の処分が取り消された」と、1(2)の場合において連結子法人が記載するときは、「その適用を
受けることをやめた」とあるのは「連結親法人がその適用を受けることをやめた」と読み替えて不要文
字を抹消すること。

4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項又は第5
項（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ
。）の規定（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例に
よることとされている場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受け
ることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務
所又は事業所を有する法人にあつては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

「法第72条の25第3項

5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中 となつ

法第72条の25第5項」

ている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

6 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める法人が記載すること。

- (1) 1(1)の場合 当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (2) 1(2)の場合 当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人
- (3) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（連結子法人に限る。）

第二十七号様式記載の欄中「個別帰属リース特別控除取戻税額等又はリース特別控除取戻税額等」及び「個別帰属特別控除取戻税額等又は特別控除取戻税額等」並びに「第二十七号様式記載の欄」(別表5の2(2)付表1)の「当期分(3)」欄の「当期発生額②」の欄の金額」及び「(別表5の2(2)付表)の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額(連結復興特別法人税個別帰属額を除く。)」並びに「個別帰属リース特別控除取戻税額等」及び「個別帰属特別控除取戻税額等」並びに「リース特別控除取戻税額、」並びに「もの

とする。)」の次に「、リース特別控除取戻税額」を加える。

第二十号様式別表二の表中「①×30/100又は①×23/100」を「①×25.5/100又は①×20/100」及び「別紙③挿入」を「別紙④挿入」に改め、同様式別表二記載要領1中「7年」を「9年」に改め、同様式別表二記載要領2中「100分の30」を「100分の25.5（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の30）」及び「100分の23」を「100分の20（当該最初連結事業年度（2以上の最初連結事業年度がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度）が平成24年4月1日前に開始したものである場合は、100分の23）」に改め、同様式別表二記載要領3中「前7年内事業年度」を「前9年内事業年度」に改める。

第二十号様式別表二の二の表中「別紙⑤挿入」を「別紙⑥挿入」に改め、同様式別表二の二記載要領1中「7年」を「9年」に改め、同様式別表二の二記載要領2中「前7年内連結事業年度」を「前9年内連結事業年度」に改める。

第二十号様式別表二の三の表中「別紙⑤挿入」を「別紙⑥挿入」に改め、同様式別表二の三記載要領1中「7冊」を「9冊」に改め、同様式別表二の三記載要領3中「冊ノ冊ヲ冊兼冊冊」を「冊9冊ヲ冊兼冊冊」に改め、同様式別表二の三記載要領4中「冊ノ冊ヲ冊兼冊冊冊」を「冊9冊ヲ冊兼冊冊冊」に改める。

第二十号様式別表三から同様式別表四の二の五までを次のように改める。

第二十号様式別表三 削除

第二十号様式別表四及び別表四の二 削除

第二十号様式別表四の三の表を次のように改める。

第二十号様式別表四の三(別紙③) 挿入

第二十号の三様式の表中「ゲーム特別控除取戻税額等又は個別帰属ゲーム特別控除取戻税額等」を「特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第二十号の四様式 (別紙③) 挿入

第二十号の4様式記載要領

- 1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号様式の申告書又は第10号の4様式の更正請求書に添付する場合は、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「国税の控除限度額④」の欄は、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄に外書きの金額がある場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。
 - (1) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合 第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額
 - (2) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額以下の場合 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額

- (3) 第20号の4様式別表1の「当期の控除対象外国税額⑤」の欄の金額が、第20号の4様式別表1の「国税の控除限度額①」の欄の金額と同欄の外書きの金額の合計額を超える場合 当該合計額
- 4 「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第5項本文の規定により計算する法人にあつては、国税の控除限度額（法人税の明細書（別表6(2)）の(17)又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の(9)）に100分の12.3を乗じて計算した金額を記載すること。
- また、政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第20号の4様式別表2の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
- 5 「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）を

いう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合において政令第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

第二十号の四様式別表一(別紙⑳)挿入

第20号の4様式別表1記載要領

- 1 この明細書は、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

3 この明細書の各欄に記載すべき金額は、おおむね法人税の明細書（別表6(3)）の各欄に記載すべき金額に一致するものであるから、同明細書に記載したところに準じて記載すること。

4 「国税の控除限度額①」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第1項又は第2項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

5 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等

の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

- 6 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号の4様式別表3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載す

ること。

- (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第16項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号の4様式別表4の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第20号の4様式別表2(別紙⑳) 挿入

第20号の4様式別表2記載要領

- 1 この明細書は、市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第5項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第20号の4様式の明細書(都民税に係る場合にあつては第7号の2様式(その2)の明細書)に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「②で按分した国税の控除限度額④」の欄は、「国税の控除限度額①」の欄の金額を従業者数の「合

計③」の欄の総従業員数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業員の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てること。）を算出し、当該1人当たりの金額に「従業員数②」の欄の各市町村ごとの従業員の数に乗じて得た金額を記載すること。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

第二十号の四様式別表三（別紙③）挿入

第20号の4様式別表3記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第7項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領におい

て同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の金額を記載すること。

- (2) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)又は被現物出資法人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

6 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金

額を記載すること。

7 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。

8 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦／⑥」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「⑤又は」を抹消すること。

第二十号の四様式別表四（別紙④）挿入

第20号の4様式別表4記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第16項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式別表1に併せて提出すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除余裕額①」の欄は、当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2

に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

5 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄は、当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。

6 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。

第20号の4様式別表5（別紙④）挿入

第20号の4様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前

日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

4 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄

の金額を記載すること。

- 5 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。

第20号の4様式別表六(別紙⑭)挿入

第20号の4様式別表6記載要領

- 1 この明細書は、政令第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第20号の4様式の明細書に添付すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第20号の4様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄は、当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)又は現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)又は適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。))をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合に

は、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号の4様式の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。

4 「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2))の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。